

大分県作業療法士連盟規約

大分県作業療法士連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、大分県作業療法士連盟と称する。
略称は「大作連」と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、公益社団法人大分県作業療法協会と連携し、作業療法士の政治意識の高揚を図り、リハビリテーションの立場から必要な政策提言等を行い、もって県民の保健・医療・福祉の発展及び充実に資することを目的とする。

(本部)

第3条 本連盟の本部を大分市に置く。

(活動)

第4条 本連盟の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 大分県下の医療・保健・福祉・教育・職業等の関連諸制度の改善を図るための諸活動
- (2) 作業療法士の立場から諸領域の問題について具体的な政策提言を行うための諸活動
- (3) 政治活動及び政治制度の研究
- (4) 政治資金規正法に基づく諸活動
- (5) 政党並びに政策協定を結んだ議員との関係を強化する為の諸活動
- (6) 大分県並びに県下市町村との連携を推進する諸活動
- (7) リハビリテーション関連団体をはじめ関係諸団体との連携強化のための諸活動
- (8) 前各号のほか本連盟の目的を達成するために必要な諸活動

(組織)

第5条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。

第2章 会 員

(会員種別)

第6条 本連盟の会員は、本連盟の目的に賛同する正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、公益社団法人大分県作業療法協会の会員であり、本連盟の趣旨に賛同し、入会した者をいう。
- 3 賛助会員は、正会員以外で、本連盟の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

(会費)

第8条 本連盟の正会員は、本部会費として年額 1,000 円を本連盟に納めなければならない。

- 2 本連盟の賛助会員は、本部会費として年額 1 口 5,000 円とし、1 口以上本連盟に納めなければならない。

(寄付)

第9条 本連盟は、本連盟の目的・活動に賛同する者から寄付を受けることができる。

(任意退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を通知する。異論がある場合には、除名の議決を行う役員会において弁明の機会を与える。

(会員の資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。
- (3) 第6条第2項に規定する資格を失ったとき。

第3章 役員

(役員定数)

第13条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 10名程度
- (4) 監事 2名

(役員の職務)

第14条 会長は、本連盟を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 幹事は、部・局を構成し、規約および総会の議決に基づき、本連盟の活動を執行する。

- (1) 組織に関すること
- (2) 財務に関すること
- (3) 渉外に関すること
- (4) 企画に関すること
- (5) 調査に関すること
- (6) 学習に関すること
- (7) 広報に関すること
- (8) その他本連盟の活動に関すること

4 監事は本連盟の財務を監査する。

5 本連盟は、必要があると認めるときは、役員会の議を経て、特定の事項を行わせ

るために特別委員会を置くことができる。

(選出)

第 15 条 会長は役員会にて推薦され、総会において承認の上、選任される。

2 役員は会長が推薦する。

3 副会長、幹事、監事は会長が推薦した者を総会において承認の上、選任される。

(任期)

第 16 条 役員の任期は 1 年とする。

2 任期の始期は、選任された通常総会の終了の翌日とする。

3 役員が欠けたときは、その補欠の役員を役員会にて選任しなければならない。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 任期の満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(顧問・相談役)

第 17 条 必要があれば顧問および相談役を置くことができ、顧問および相談役は会長が選任し、任期は 1 年とする。

(報酬)

第 18 条 役員は無報酬とする。

第 4 章 会 議

(会議種別)

第 19 条 会議は総会、役員会とする。

(総会種別)

第 20 条 本連盟の総会は通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(総会開催)

第 21 条 通常総会は毎年 1 回会長が招集する。

2 臨時総会は会長が必要と認めたときに招集する。

(総会招集)

第 22 条 通常総会および臨時総会の招集は開会の 30 日前までに、会長が目的とする事項および日時場所を告知して行う。

(総会構成)

第 23 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会議長)

第 24 条 総会に議長を置く。

2 議長は 1 名とし、正会員の中から総会において選出し、承認を受ける。

(総会定足数)

第 25 条 総会は正会員の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議決事項)

第 26 条 総会は本連盟に関する事項を議決する。

(1) 役員及び監事の選任・解任に関する事項

(2) 活動方針に関する事項

(3) 予算・決算の承認に関する事項

(4) 役員会で総会の議決を要すると定めた事項

(5) その他の必要事項

(総会議決)

第 27 条 総会における議決は正会員の出席者過半数をもって決し、可否同数のときは議長

がこれを決する。

(役員会)

第 28 条 役員会は総会に次ぐ議決機関とする。

2 会長もしくは副会長が招集し議長となる。

3 役員会規約に関しては、別途、役員会則にて定める。

(役員会審議事項)

第 29 条 役員会は本連盟の運営に関する事項を審議する。

(1) 本連盟の運営に関する事項

(2) 総会に付する議案に関する事項

(3) 予算および決算に関する事項

(4) 役員会で総会の議決を要すると定めた事項

(5) 本連盟の支部の設立の承認に関する事項

(6) 本連盟の会員に関する事項

(7) その他会長において必要と認めた事項

第 5 章 事 務 局

(事務局)

第 30 条 本連盟本部に事務局を置き、本連盟の庶務を掌理する。

2 事務局には若干名の職員を置く。

3 事務局職員は会長が任命する。

第 6 章 支部組織

(支部組織)

第 31 条 本連盟は、必要があれば支部組織を作ることができるものとする。

第 7 章 会 計

(会計年度)

第 32 条 本連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、当年 12 月 31 日をもって終わる。

(会計責任者)

第 33 条 政治資金規正法届け出会計責任者は、会長がこれを選任する。

(歳入)

第 34 条 会費、寄付金及びその他の収入とする。

(歳出)

第 35 条 運営・活動上必要な経費を会計責任者の承認の上、支出するものとする。

(資産管理)

第 36 条 本連盟の資産は、会計責任者が代行し管理する。

2 経費取り扱いに関する詳細は、別途、経理規程にて定める。

第 8 章 扶 助

(補償)

第 37 条 会員が本連盟の議決決定指示に基づく組織活動の遂行中またはその遂行によって死亡、負傷、罹病その他すべての不利益処分などの事項が発生したときは、役員会の議決を経て本連盟において補償する。

第9章 雑 則

(別途規程)

第38条 本規約に定めのないものについては、役員会の議決を経て必要な規程を別に定めることができる。

(附則)

本規約は、平成24年2月5日より施行する。

※平成26年3月一部変更